

添付書類	① 医師・助産婦または市区町村長の証明欄を母子手帳で代用する場合は、 <u>「出生届出済証明」のページの写し</u> ② 領収書・明細書の写し（産科医療補償制度加入の場合は当該印押印） ③ <u>医療機関等から交付される直接支払制度合意文書の写し</u> （以下見本参照） ④ 資格喪失後の出産の場合は { 夫の被扶養者である場合 → 当該健保組合が発行する「 <u>（出産育児一時金）不支給証明書</u> 」 国民健康保険に加入の場合 → 「 <u>資格情報のお知らせ</u> 」または「 <u>資格確認書</u> 」の写し ※マイナンバーカードの写しは添付不可 ⑤ 生まれた子を被扶養者にする場合は、「被扶養者届」*別途確認書類が必要
------	---

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
①	標題	本人の出産の場合は、“被保険者”に、家族の出産の場合は“家族”に○を付ける。
②	健康保険の資格情報	健康保険の記号番号等は、以下のいずれかで確認し記入する。 1. 「マイナポータル」の健康保険証の資格情報 2. 「資格情報のお知らせ」 3. 「資格確認書」（交付対象者のみ） 被保険者氏名、所属、資格取得日、喪失している場合は資格喪失日（退職日の翌日等）を記入する。 喪失している場合は、以下の要件をクリアしていること。 ア. 資格取得日から資格喪失日まで1年以上ある。 イ. 出産の日が資格喪失日から6ヶ月以内である。 *被保険者資格を喪失した後に「被扶養者」が出産しても、家族出産育児一時金は対象にはなりません。
③	医師・助産婦 または市区町村長の証明欄	病院等で証明を受ける。 *母子手帳の『出生届出済証明』の写しでも代用可
④	被保険者記入欄	家族の出産の場合は、家族の氏名・生年月日・を記入。被保険者の署名。
⑤	必要書類チェック	領収書（写）、合意文書（写）が揃っていることを確認しチェックを入れる。

直接支払制度合意文書 見本

各病院等の入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

当院では、できるだけ現金でお支払いいただくのではなく、21年10月からはしまった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。
 ○ 妊婦の方がご加入されている国民健康保険者、当院の妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいりません。
 （※）家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を指します。

～ 省略 ～

<妊婦の方へお願い>
 ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。
 ※ 産後6ヶ月以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、産後時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せて提示ください。（詳細は以前のお知らせにお問い合わせください。）
 ② 妊婦健診等により、帝王切開など高度な医療診療が必要とわかれた方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示下さい。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「¥80,100+かかった医療費の1%」に引き下げられます（所得により異なります）。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。限度額適用認定証等をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ち下さい。

~~~~~

以上説明を受け、○○○（保険者名）から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに

合意します ☒ 合意しません ☐

平成 ×× 年 ×月 ×日

被保険者（世帯主） 氏名 第一 花子

#### ★直接支払制度とは・・・

出産育児一時金の額を上限として、健保組合から医療機関等へ直接出産費用を支払う制度です。

#### ★合意文書とは・・・

医療機関等から交付される文書で、被保険者は直接支払制度を合意するかしないかを選択し、署名します。直接支払制度を利用しない場合も、交付することが定められています。